議決通知

四月十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

質問主意書提出

四月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びＪＲ元職員の遺族間の権衡に関する再質問主意書（福島みずほ提出）（第九五号）

答弁書受領

四月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員柴田巧提出母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問に対する答弁書（第七六号）

参議院議員神谷宗幣提出土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問に対する答弁書（第七七号）

参議院議員神谷宗幣提出ＬＧＢＴ理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問に対する答弁書（第七八号）

参議院議員神谷宗幣提出「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問に対する答弁書（第七九号）

参議院議員石垣のりこ提出診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問に対する答弁書（第八〇号）

法律公布奏上及び通知

四月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

報告書受領

四月十一日内閣から、食料・農業・農村基本法第十七条第九項において準用する同条第六項の規定に基づく食料・農業・農村基本計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣を経由して農林水産大臣から、食料供給困難事態対策法第三条第五項の規定に基づく食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を受領した。

人事異動

内閣

外務審議官　赤堀　毅

（外務省北米局長）外務事務官　有馬　裕

（外務省大臣官房審議官）同　林　誠

財務官　三村　淳

（財務省国際局長）財務事務官　土谷　晃浩

（財務省大臣官房審議官）同　藤﨑雄二郎

経済産業審議官　松尾　剛彦

（経済産業省製造産業局長）経済産業事務官　伊吹　英明

（経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当））同　香山　弘文

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（四月十一日）

内閣府

沖縄振興開発金融公庫監事に任命する（四月一日）　川住　昌光

官庁報告

法務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人米重哲男は願により公証人を免ぜられた。

桂木正樹は公証人に任命され、熊本地方法務局所属元公証人大原英雄の後任を命ぜられた。（以上三月三十一日）（法務省）

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）及び中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年４月15日

中部運輸局長　中村　広樹

１．中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「260,950円」を「271,450円」に、「244,500円」を「255,000円」に、「202,550円」を「213,050円」に、「193,250円」を「203,750円」に改める。

２．中部海上旅客運送業最低賃金第４項中「255,600円」を「264,700円」に、「193,350円」を「202,450円」に改める。

３．中部漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「214,000円」を「224,000円」に改める。

４．中部漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「216,000円」を「226,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年５月15日から効力を生ずる。